

女性活躍推進法に基づく男女の差異の情報公開について

対象期間： 2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当等を除く

従業員数： 1,135 名 (2025 年 3 月 31 日時点)

労働者に占める女性労働者の割合

	人数	割合
女性	34 名	3.0%

(参考) 女性の管理職・係長級の役職者の割合

-管理職	0 名	0.0%
-係長級	5 名	14.7%

男女賃金差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	79.0%
非正規労働者	42.5%
全労働者	66.4%

勤続年数 (単位：年)

男性	女性
16.9	11.0

〈補足説明〉

- ・ 正規労働者における男女間の賃金差の要因については、女性社員は男性社員よりも勤続年数が短く給与水準の高い管理職への登用に至っていないためと考えられるが、女性社員の中で係長級にある者の比率は約 15% であり、今後の管理職登用が期待できる状況となっている
- ・ 実際に 2025 年度には女性管理職が登用された
- ・ 非正規労働者において男女間の賃金差が生じているが、男性の非正規労働者は定年後の再雇用嘱託社員の割合が多くフルタイム勤務者が構成の中心となる一方、女性の非正規労働者については 50 代以下が中心で、フルタイム勤務者については積極的に正規労働者に任用しており、非正規労働を継続している労働者は各自の状況に応じて短時間の勤務を行っているため相対的に賃金が低くなる傾向となっている